

医療法人事業報告書等届

令和8年 7 月 21 日

静岡県知事 鈴木康友 様

医療法人の名称 医療法人社団辰五会
主たる事務所の所在地 静岡県賀茂郡南伊豆町青市848番地
代表者の氏名 理事長 大屋敷英志枝

印

令和7年度 の決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届け出ます。

提出書類

- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 監事の監査報告書



事業報告書

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団辰五会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人

☐ 出資額限度法人 ☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 静岡県賀茂郡南伊豆町青市848番地

(3) 設立認可年月日 昭和40年9月29日

(4) 設立登記年月日 昭和40年9月30日

(5) 役員

	氏 名	備 考
理 事 長	大屋敷英志枝	
理 事	熊谷幸男	事務局長
同	大屋敷幸志	
同	望月 博	ふれあい南伊豆ホスピタル管理者
同	木村剛	介護老人保健施設ふれあいの下田管理者
同	山本善治	
監 事	金井清吉	弁護士

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	ふれあい南伊豆 ホスピタル	2210160145	静岡県賀茂郡 南伊豆町青市 848番地	精神病床 248床
介護老人 保健施設	ふれあいの下田	2250280019	静岡県下田市 柿崎32番1 0号	入所定員100名 通所定員 30名

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護ステーション南伊豆	静岡県賀茂郡南伊豆町青市848番地	居宅サービス事業
南伊豆地域生活支援センター ふれあい	静岡県賀茂郡南伊豆町青市 868-2	地域活動支援センター 事業
南伊豆地域生活支援センター ふれあい	静岡県賀茂郡南伊豆町青市 868-2	特定及び一般相談支援 事業

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

— なし —

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7年 4月 4日 借入金承認決議

令和 7年 5月 29日 令和6年度決算報告・事業報告承認決議

令和 7年 6月 30日 借入金承認決議

令和 7年 11月 28日 借入金承認決議

令和 8年 3月 26日 次年度事業計画案及び予算案承認決議

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

— なし —

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

— なし —

(7) そ の 他

— なし —

(様式例2)

※医療法人整理番号

1 5

法人名 医療法人社団 辰五会

所在地 静岡県賀茂郡南伊豆町青市848

財産目録

(令和8年3月31日現在)

1. 資産額 2,931,316,312円

2. 負債額 700,554,179円

3. 純資産額 2,230,762,133円

(内 訳)

(単位:円)

区 分	金 額
A 流動資産	1,162,184,430
B 固定資産(繰延資産を含む)	1,769,131,882
C 資産合計 (A+B)	2,931,316,312
D 負債合計	700,554,179
E 純資産 (C-D)	2,230,762,133

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 □賃借 ■部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□法人所有 □賃借 ■部分的に法人所有(部分的に賃借))

医療法人社団辰五会

理事長 大屋敷英志枝

様式3-2

法人名 医療法人社団 辰五会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県賀茂郡南伊豆町青市848

貸 借 対 照 表

(令和 8年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	1,162,183 [√]	I 流 動 負 債	180,719 [√]
現金及び預金	902,091	支払手形	0
事業未収金	244,975	買掛金	21,315
有価証券	0	短期借入金	30,000
たな卸資産	6,323	未払金	123,403
前渡金	174	未払費用	0
前払費用	0	未払法人税等	176
繰延税金資産	7,162	未払消費税等	0
その他の流動資産	1,458	繰延税金負債	0
II 固 定 資 産	1,769,133 [√]	前受金	0
1 有形固定資産	1,749,855 [√]	預り金	5,825
建物	1,483,160	前受収益	0
構築物	54,957	その他引当金	0
医療用器械備品	0	その他の流動負債	0
その他の器械備品	29,605	II 固 定 負 債	519,835 [√]
車両及び船舶	989	医療機関債	0
土地	142,816	長期借入金	499,641
建設仮勘定	2,618	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	35,710	その他引当金	0
2 無形固定資産	1,640 [√]	その他の固定負債	20,194
借地権	0	負債合計	700,554 [√]
ソフトウェア	894	純資産の部	
その他の無形固定資産	746	科 目	金 額
3 その他の資産	17,638 [√]	I 資 本 金	36,200
有価証券	12,750	II 資本剰余金	0
長期貸付金	0	III 利益剰余金	2,194,562 [√]
役員等長期貸付金	0	別途積立金	220,000
長期前払費用	81	特別積立金	220,000
繰延税金資産	0	繰越利益剰余金	1,754,562
その他の固定資産	4,807	IV 評価・換算差額等	0
III 繰 延 資 産	0	その他有価証券評価差額金	0
繰延資産	0	純資産合計	2,230,762 [√]
資産合計	2,931,316 [√]	負債・純資産合計	2,931,316 [√]

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人社団 展五会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県賀茂郡南伊豆町青市848

損 益 計 算 書

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

(単位: 千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,669,310
2 事業費用		
(1)事業費	1,857,422	
(2)本部費	0	1,857,422
本来業務事業損失		△ 188,112
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		27,766
2 事業費用		24,924
附帯業務事業損失		2,842
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		△ 185,270
II 事業外収益		
受取利息	2,397	
その他の事業外収益	30,928	33,325
III 事業外費用		
支払利息	7,345	
その他の事業外費用	7,629	14,974
経常損失		△ 166,919
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産売却損失	0	
その他の特別損失	2,154	2,154
税引前当期純損失		△ 169,073
法人税・住民税及び事業税	353	
法人税等調整額	0	353
当期純損失		△ 169,426

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団辰五会

理事長 大屋敷英志枝 殿

私は、医療法人社団辰五会の令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和8年 5 月 26 日

医療法人社団辰五会

監事 金井清吉

